

氷見市地域包括支援センター ご利用に関する重要事項説明書

氷見市地域包括支援センターでは要支援 1、要支援 2 に認定された方と契約し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供します。

本説明書は、介護予防計画の作成を申し込まれるうえで重要な事項について記載していますので、内容のご確認をお願いいたします。説明事項についてわかりにくい点がありましたら、遠慮なく下記までお問い合わせください。

問合せ先：氷見市地域包括支援センター	74-8067
--------------------	---------

介護予防支援とは

ご契約者が、要支援者から要介護者にならないよう予防を重視した介護予防及び介護予防・生活支援サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- * ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族の希望をお伺いして、「介護予防サービス計画(ケアプラン)」又は、「介護予防ケアマネジメントに係るサービス計画」（以下「介護予防サービス計画」という。）を作成します。
- * ご契約者の介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等と指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- * 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

当サービスは、氷見市地域包括支援センターが実施するほか、状況により氷見市内、高岡市内及び市長が認める居宅介護支援事業所に委託することがあります。

1. 事業者

- (1) 事業者名 氷見市
- (2) 所在地 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
- (3) 電話番号 0766-74-8067
- (4) 代表者氏名 氷見市長 菊地 正寛

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活が送れるよう介護予防サービス計画の作成を行い、高齢者の生活を支援します。
- (3) 事業所の名称 氷見市地域包括支援センター
- (4) 事業所の所在地 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
- (5) 電話番号 0766-74-8067
- (6) 管理者 氷見市地域包括支援センター所長
- (7) 事業所番号 1600500019（富山県知事指定）
- (8) 指定年月日 平成18年4月1日
- (9) 開設年月日 平成18年4月1日

3. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 氷見市全域
- (2) 営業日及び営業時間 月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時15分まで
(但し、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。(令和7年4月1日現在)

職 種	員 数	資 格 等
1. 管理者	1名	主任介護支援専門員
2. 保健師	2名以上	保健師
3. 主任介護支援専門員	2名以上(再掲)	主任介護支援専門員
4. 介護支援専門員	3名以上	介護支援専門員
5. 事務職	1名以上	
6. 看護師	2名以上	看護師
7. 社会福祉士	2名以上	社会福祉士

5. サービス利用料金

申込みを受けて介護予防サービス計画書を作成しても、ご契約者の利用負担はありません。

6. サービスの内容

- (1) 介護予防サービス計画の作成
ご契約者のご家庭を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成します。
- (2) 介護予防サービス計画作成後は
 - ・ご契約者及びその家族等と指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
 - ・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

(3) 介護予防サービス計画の変更

ご契約者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、又は当事業所が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業所とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

7. 秘密保持

当事業所は保健師、介護支援専門員等が、介護予防支援を行う上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由がなく第三者に漏洩することはありません。

8. 損害賠償

当事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任は免除させていただきます。

9. 事故発生時の対応

当事業所はご契約者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかにご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う事業所及び担当者

サービス提供時に、担当する事業所及び保健師・介護支援専門員等を決定します。

(2) 担当者の交替

①事業所からの担当者の交替

当事業所の都合により、担当者を交替することがあります。担当者を交替する場合、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮いたします。

②ご契約者からの交替の申し出

担当者の交替を希望されるには、当該担当者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、申し出ていただきます。但し、ご契約者からの特定の担当者を指名することはできません。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情や相談は次のとおりです。

- ・苦情受付担当者 管理者
- ・受付日時 月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時15分まで
(但し、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)
- ・利用方法 電話又は面接
電話番号 0766-74-8067
面接場所 氷見市鞍川1060番地

(2) 政府機関その他の苦情受付機関は次のとおりです。

①富山県厚生部高齢福祉課介護保険係

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話 076-444-3272

②国民健康保健団体連合会

〒930-0871 富山市下野字豆田995番3号
電話 076-431-9829

令和 年 月 日

介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

氷見市地域包括支援センター

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

署名代筆者 住 所

氏 名

(続柄)